

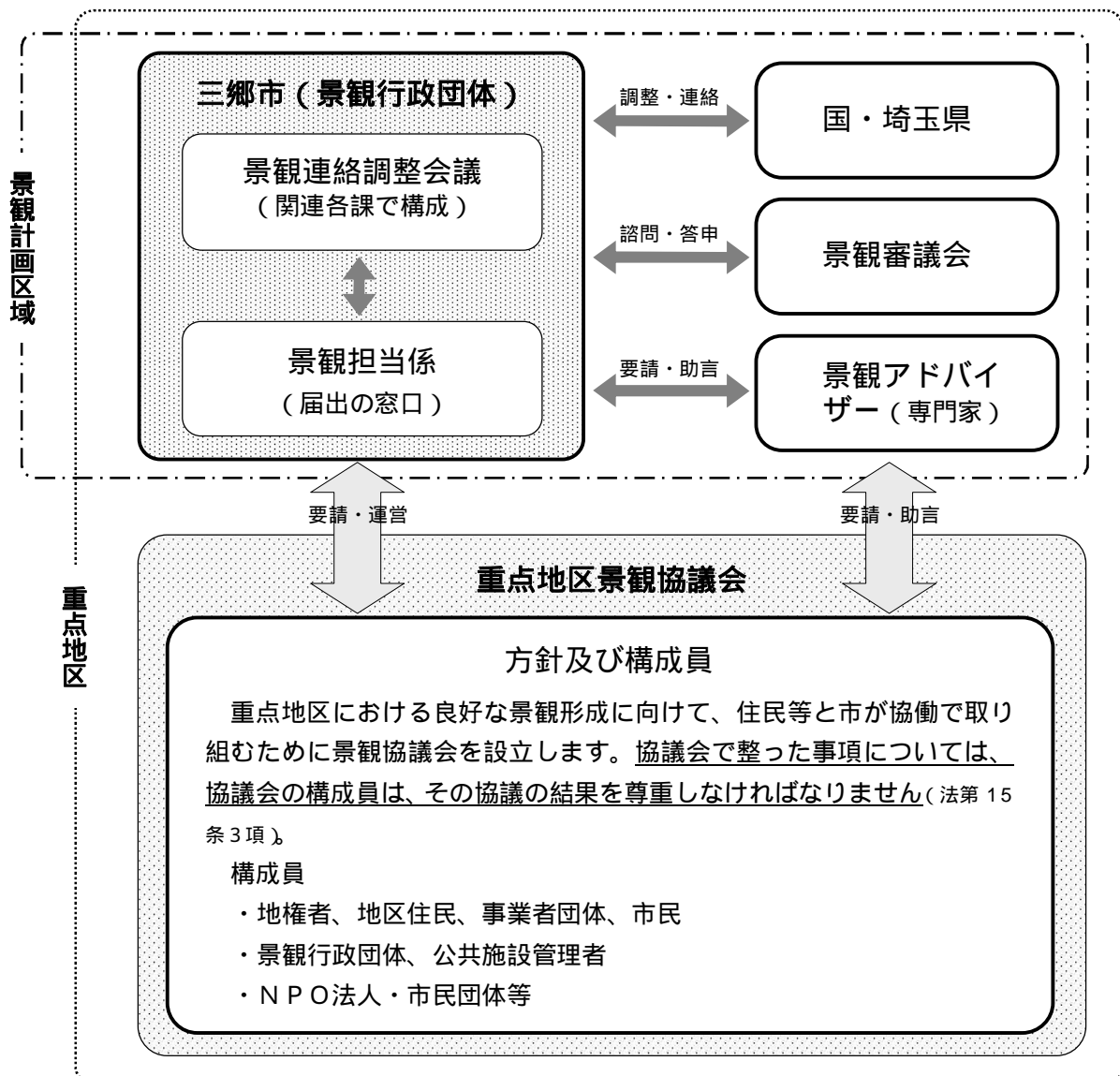
第4章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

1 景観形成の推進体制

景観条例及び景観計画の運用開始後は、次のような推進体制のもとで景観形成の届出の手続きを行います。

景観計画区域の手続きは、三郷市景観担当係を窓口とし、必要に応じて国・埼玉県や景観審議会及び景観アドバイザーとの調整、答申、助言等を受けながら進めていきます。また、重点地区においては、予め「重点地区景観協議会」の協議を経たのちに、景観計画区域と同様の手続きを行います。なお、同協議会が設立されていない地区¹は、景観計画区域の手続きのみを行うこととなります。

1：重点地区景観協議会は、用開始と同時に協議が行えるよう設立されていることが望ましい。しかしながら運用後において、その設立が行われる場合、または重点地区の追加も考えられますので、運用後の設立も可能とします。



2 届出等の手続き

事業者（申請者）は、建築物等を建設する場合、良好な景観形成に努めることが重要であり、一定規模以上のものについては景観条例に基づく届出等の手続きが必要になります。その手続きにおける「事前協議」から「届出」及び「着工・完了」までの流れと、「事業者」、「市」及び「審議会・景観アドバイザー」の係わりを次のとおり設定します。

手続きの流れ

